

## <新型コロナウイルス感染予防対策について>

5月26日に全都道府県の緊急事態宣言が解除となりましたが、弊所では感染予防の対策を引き続き実施してまいります。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

### ①法律相談をご希望のお客様へ

法律相談は、電話・メール・WEB会議（Zoom他）等の非対面での法律相談を基本としております。ご来所を希望の方は②以降をご確認ください。

### ②事務所での法律相談をご希望のお客様へ

恐れ入りますが、下記に該当する場合にはご来所をご遠慮いただいております。該当する方は電話等でのご相談をお願いいたします。

- ・コロナウイルスの治療中の方、及び治療終了から2週間以内の方
- ・PCR検査で陽性と判明し2週間以内の方
- ・感染者と濃厚接触し2週間以内の方
- ・37.5℃以上の熱が続いているなど感染の恐れのある症状がでている方、及び症状が2週間以内にあった方
- ・2週間以内に海外渡航をされた方

### ③来所されるお客様へ

当日は下記のご協力をお願いいたします。

◆体調が優れない場合は、直前でもご連絡いただき、電話等でのご相談へ変更もしくは日程の変更をお願いします。

◆事務所内はマスクの着用をお願いします。

◆到着されましたら手指のアルコール消毒をお願いします。（事務所で用意しております）

◆アレルギー等でアルコール消毒ができない方は、同フロアにございます洗面台にて手洗いをお願いします。

◆お茶出しを中止しております。お客様にて用意いただけますと幸いです。

#### ④弊事務所の取り組み

- ◆打ち合わせ用の机に飛沫感染防止シートを設置しています。
- ◆常時換気に努めます。
- ◆スタッフ全員がマスクを着用します。
- ◆打ち合わせの開始前・終了後に、ドアノブや卓上などを次亜塩素酸水で消毒します。
- ◆打ち合わせ時間をできるだけ短くする工夫をします。

その他ご不明な点などございましたら、ご予約時にお問い合わせください。